

一社) 日本オルガニスト協会  
会員コンサート助成応募要項

- 1) 主旨：  
協会定款に定めた目的に則り、会員の演奏・研究活動の「活性化」に寄与し日本におけるオルガン音楽の向上発展を目指す。
- 2) 助成の対象：  
正会員、学生会員が主催するソロまたはジョイントのオルガン演奏会。
- 3) 対象コンサート：  
毎年度（4月1日～翌年3月31日）の間に開催を予定するコンサート（応募時点で演奏会場を予約していなくても構いません）。
- 4) 対象者：  
一社) 日本オルガニスト協会正会員または学生会員で、応募者が応募提出期限時点で満40歳以下の者（応募提出期限については、下記 6）\*印参照のこと）。
- 5) 助成の内容
  - ・助成金 10万円
  - ・コンサート告知の協力とアドバイス
- 6) コンサート助成の応募方法  
会員コンサート助成応募用紙を日本オルガニスト協会事務局気付、会長宛に提出する。  
\* 提出期限 コンサート開催予定日の前年度12月末日消印有効  
（例：2020年1月31日開催予定の場合、提出期限は2018年12月末日）
- 7) 選考  
別記の審査委員会において審査し、1件のコンサートを採択する。  
結果についてはそれぞれ応募者に通知する。助成が決定した公演については会報紙上に発表する。採択された案件に関しては、公演チラシ・プログラム、著作物に、一般社団法人 日本オルガニスト協会の助成公演であることを明記しなければならない（ロゴも入れる）。なお、チラシを印刷する前にはデータを事務局に送り、承認を受けること。

8) 助成金の交付

次項に記す助成公演の完了報告の送付を受けた後、申請者の口座に振り込む。

9) 助成公演の完了報告

下記の資料を公演終了後一ヶ月以内に協会宛に提出する。助成公演の記録は、年報に掲載される。

- ① 入場者数を付記した完了報告書、プログラム等公演のために作成した印刷物一式
- ② 掲載された広告、批評があればそのコピー
- ③ 決算書

10) 助成の取消し等

下記のような事情が明らかになったときは助成を取り消すことができるものとする。

(既に助成金が振り込まれている場合は即座に返還すること)

- ① 企画が実行されなかった場合
- ② 企画内容と実施された内容が著しく異なるとき
- ③ 当協会の名誉を著しく損なうような行為があったとき
- ④ 期間内に完了報告書が提出されなかったとき
- ⑤ その他、助成が不相当と認められたとき

11) 審査委員会

日本オルガニスト協会会長、副会長、関係支部長、事業担当1名で組織される。委員長は会長が務めることとする。

12) 応募用紙送付・問い合わせ先

一般社団法人 日本オルガニスト協会事務局

〒141-0033

東京都品川区西品川 3-20-1 ベルザ大崎302

TEL : 03-3779-2130

FAX : 03-5246-4142

E-mail : info@japorg.net

以 上